

# 議会だより

## 第一回定例会

### 昭和54年度予算など議決

昭和五十四年第一回定例村議会は、三月十日より二十二日までの会期十三日間で議決二十五件、請願一件について、それぞれ慎重な審議がなされました。

今回の村議会は、昭和五十四年度の村行政を村長の施政方針演説によって明らかに示し、具体策について昭和五十四年度予算に村民の要望が反映され発展する村造り実現のための重要な議会でありました。

内容、結果を簡単にお知らせいたします。

- (1) 新潟地域に係る広域的水道整備計画の策定について
- (2) 新潟県知事から整備計画策定について協議がなされ、同計画に同意することに決しました。
- (3) 月瀧村公民館条例の全部を改正することに決しました。
- (4) 条例上の不備、字句が不適当な部分が多く全部を改正したもので原案通り可決されました。
- (5) 納税用は、社会教育法の規定で運用しており、今後変更ありません。
- (6) 月瀧村児童遊園設置条例の制定について
- (7) 現在五ヶ所ある児童遊園について、月瀧村の公共用の施設であり条例に規定する必要がある処から制定することとなり、原案通り可決されました。



(4) 国民健康保険事業運営基金の設置管理に関する条例の一部を改正する件について

(5) 新潟県国民健康保険団体連合会に預託するものであり、原案通り可決されました。

(6) 村税条例の一部を改正する件について

案案通り可決されました。

(7) 国民健康保険事業運営基金の設置管理に関する条例の一部を改正する件について

(8) 新潟県国民健康保険団体連合会に預託するものであり、原案通り可決されました。

(9) 村税条例の一部を改正する件について

(10) 国民健康保険条例の一部を改正する件について

(11) 特別職の職員で非常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する件について

(12) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件、並びに消防団員の定員住居給付と勤務等に関する条例の一部を改正する件について

(13) 建設企業課と企画室を合せて開発課とし、出納室を削るもので、出納室について異論はありませんでしたが、建設企業課、企画室について意見が対立し、採決となり賛成多数(十二名)で原案通り可決されました。

(14) 上越新幹線建設に伴う農業用水路本設工事請負契約締結事項中変更について

(15) 昭和五十三年十一月十六日の議決で契約した農業用水路の工事請負金額が、変更工事により六〇万四千円増額することとなり、原案通り可決されました。

(16) 一般会計について

歳入歳出それぞれ三二七万一千円を増額し、七億三二四八万六千円とするもので、原案通り可決されました。

改正する件について

(1) 昭和五十三年度国民健康保険税の内、所得をゼロの世帯を含む基礎控除以下の所得の世帯(一号該当)の平等割額の軽減額が八九六三円と定めるべきところを、誤って八六九三円と定められたものを、今回改めたもので原案通り可決されました。

(2) 村道路線の廃止について

村道二十六号線を廃止するもので、採択されますと二十五年度の事業で県の費用で改修されることとなる予定です。原案通り可決されました。

(3) 職員定数条例の一部を改正する件について

昨年引き続いて、職員を四人増加するものであり、事務費等の増大に対処する意見と、採用当時の条件、あるいは人事管理面から意見が対立し、採決の結果、賛成多数(八名)で原案通り可決されました。

(4) 特別職の職員で非常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する件について

村長、助役、収入役の給与と出張における宿泊費、日当が昭和四十八年に改正以来据え置かれていたものを改正するもので、原案通り可決されました。

(5) 村長、助役、収入役の給与と出張における宿泊費、日当が昭和四十八年に改正以来据え置かれていたものを改正するもので、原案通り可決されました。

(6) 村長、助役、収入役の給与と出張における宿泊費、日当が昭和四十八年に改正以来据え置かれていたものを改正するもので、原案通り可決されました。

(7) 村長、助役、収入役の給与と出張における宿泊費、日当が昭和四十八年に改正以来据え置かれていたものを改正するもので、原案通り可決されました。

(8) 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する件、並びに消防団員の定員住居給付と勤務等に関する条例の一部を改正する件について

(9) 建設企業課と企画室を合せて開発課とし、出納室を削るもので、出納室について異論はありませんでしたが、建設企業課、企画室について意見が対立し、採決となり賛成多数(十二名)で原案通り可決されました。

(10) 上越新幹線建設に伴う農業用水路本設工事請負契約締結事項中変更について

(11) 昭和五十三年十一月十六日の議決で契約した農業用水路の工事請負金額が、変更工事により六〇万四千円増額することとなり、原案通り可決されました。

値に関する条例の一部を改正する件について

(1) 議長、副議長、議員の報酬が次のように改正するもので、又本会議、委員会会議等公式の議事活動について一日に付き一千元の費用弁償を付けることとなりました。又出張における宿泊費等についても、先にのべたとおり改正されることとなり、原案通り可決されました。

(2) 議長、副議長、議員の報酬が次のように改正するもので、又本会議、委員会会議等公式の議事活動について一日に付き一千元の費用弁償を付けることとなりました。又出張における宿泊費等についても、先にのべたとおり改正されることとなり、原案通り可決されました。

(3) 議長、副議長、議員の報酬が次のように改正するもので、又本会議、委員会会議等公式の議事活動について一日に付き一千元の費用弁償を付けることとなりました。又出張における宿泊費等についても、先にのべたとおり改正されることとなり、原案通り可決されました。

(4) 議長、副議長、議員の報酬が次のように改正するもので、又本会議、委員会会議等公式の議事活動について一日に付き一千元の費用弁償を付けることとなりました。又出張における宿泊費等についても、先にのべたとおり改正されることとなり、原案通り可決されました。

(11) 建設企業課と企画室を合せて開発課とし、出納室を削るもので、出納室について異論はありませんでしたが、建設企業課、企画室について意見が対立し、採決となり賛成多数(十二名)で原案通り可決されました。

(12) 上越新幹線建設に伴う農業用水路本設工事請負契約締結事項中変更について

(13) 昭和五十三年十一月十六日の議決で契約した農業用水路の工事請負金額が、変更工事により六〇万四千円増額することとなり、原案通り可決されました。

(14) 一般会計について

歳入歳出それぞれ三二七万一千円を増額し、七億三二四八万六千円とするもので、原案通り可決されました。

## 村税条例の一部が改正されました

昭和54年度の地方税法の改正は、税調査会の答申に基づき「地方税法等の一部を改正する法律案」が立案され、三月三十日国会で可決成立しました。これに伴い改正した条例の一部を四月一日で改正いたしましたのでお知らせします。

- 一、住民税
  - 住民負担の軽減を図るため、個人住民税の課税最低額の引上げを行うために所得控除を次のとおり改められました。

基礎控除	改正前	改正後
基礎控除	二〇	二二
配偶者控除	二〇	二二
扶養控除	一九	二〇
老人扶養控除	二〇	二二
配偶者のいない人	二〇	二二
目的扶養控除	二〇	二二

又障害者控除等も

①障害者控除、②老人者控除、③寡婦控除、④勤労学生控除が一八万円から一九万円に、特別障害者控除が一八万円に引き上げられました。

控除が二〇万円から二二万円にそれぞれ改正されました。

二、軽自動車税

軽自動車税も次の表のとおり改正されました。

種別	改正前	改正後
総排気量50CC以下のもの	650	700
50CCをこえ90CC以下のもの	1,000	1,100
90CCをこえるもの	1,300	1,450
二輪のもの(側車付のものを含む)	2,000	2,200
三輪のもの	2,600	2,850
四輪のもの		
乗用	営業用 5,200	改正なし
	家用 5,900	6,500
貨物	営業用 2,900	改正なし
	家用 3,300	3,650
農耕用トラクター	1,300	1,450
農耕用コンバイン	1,300	1,450
二輪の小型自動車	3,300	3,650

固定資産税は三年毎に実勢価格に近づけ、課税の適正化を図るため評価額の改正を行います。本年は評価替えの時期であり、昭和54年度から56年度迄に使用する土地の評価替えを行いました。

宅地の評価額の上昇は一級地1.1倍から五級地1.46倍の範囲であり、これをすくりに課税することは一挙に税額が引上がり、上昇率は1.3倍以下の場合1.1倍、1.3倍以上1.7倍以下の場合1.2倍、1.7倍以上の場合1.3倍に段階実施をすることになりました。

農地は最高で田29倍、最低で畑1.2倍の範囲でそれぞれ上昇しております。上昇率は1.5倍を超え1.3倍以下の場合1.1倍、1.3倍を超える場合1.2倍の負担調整措置を講じ年毎に段階実施することになっております。

四、国民健康保険税

国民健康保険税の課税限度額は

被爆者援護法制定に関する陳情について

一般消費税と同じく、継続されておりましたが、本村に原子爆弾の被爆者がいないので、直接

一般消費税と同じく、継続されておりましたが、本村に原子爆弾の被爆者がいないので、直接

一般会計について

歳入歳出それぞれ三二七万六千円を増額し、一億五九六三万六千円とするもので、原案通り可決されました。

一般会計について

歳入歳出それぞれ三二七万六千円を増額し、一億五九六三万六千円とするもので、原案通り可決されました。

一般会計について

歳入歳出それぞれ三二七万六千円を増額し、一億五九六三万六千円とするもので、原案通り可決されました。

53年度の税制改正でも17万円から19万円に引き上げられましたが、引き続き医療費の上昇、所得の増加などにより課税世帯間の負担の調整を図るため、課税限度額を22万円に引き上げられました。

5月の心配ごと相談日

五月七日

五月十四日(年金相談日)

五月二十一日

五月二十八日

時間 1時30分から4時まで

会場 月寿荘

どんなことでも御相談に応じます。お気軽においで下さい。